

東地裁総第 3466 号

(組ろ-02)

令和元年 12 月 25 日

管内簡易裁判所

司法行政事務掌理裁判官 殿

東京地方裁判所長 堀 内 正

「民事第 6 室及び民事第 10 室に分配する事件の定め」について（通知）

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 2 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め（令和元年東京地方裁判所定第 120 号）」第 61 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、標記の定めを下記のように定めました（令和 2 年 1 月 1 日施行）。

記

1 民事訴訟事件のうち、原告が

であり、被告からの異議事由が 支払

督促異議事件は、民事第 6 室に分配する。

2 民事訴訟事件のうち、原告が

【機密性 2】



である事件は、民事第 10 室に分配する。